



行政文書一部開示決定通知書

6 選 第 5 3 7 - 1 号  
令 和 7 年 2 月 4 日

名古屋市民オンブズマン  
滝田 誠一 様

愛知県選挙管理委員会



令和7年1月21日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	「自由民主党知多市支部（伊藤 忠彦）」の政治団体解散届	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和7年2月4日 11時00分
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	10 円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手 円分
開示しないこととした部分	個人の印影	
開示しないこととした根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
連 絡 先	愛知県選挙管理委員会事務局 電話 052-954-6069（ダイヤルイン）	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ御連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

第 18 号様式 (第 11 条関係)



政治団体解散届

令和 6 年 3 月 28 日

総務大臣

殿

愛知県選挙管理委員会

政治団体の名称 自由民主党知多市支部

事務所の所在地 知多市岡田字向田 61

代表者の氏名 伊藤 忠彦

会計責任者の氏名 花井 敏博

印

印

平成

22 年 12 月 28 日に解散をしたので、政治資金規正法第 17 条第 1 項の規  
届け出ます。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄及び「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人及び会計責任者本人が自署すること。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第 17 条第 1 項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。